

予定価格の事後公表について

現在、本町では競争入札に付する建設工事、建設コンサルタント等業務、一般業務委託において、入札指名通知時に予定価格を事前公表していますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部が改正され、国土交通省の発注関係事務の運用に関する指針（予定価格を事後公表することにより適切な競争環境を確保すること。）が示されたことなどから、平成27年8月1日以降に入札指名通知を行う建設工事、建設コンサルタント等業務において、落札決定後、入札結果と併せ予定価格を事後公表することとします。

また、一般業務委託においても予定価格を事後公表することとします。

これに伴い、郵便入札制度を改正しますが、改正内容等は別紙「郵便入札制度の改正について」をご覧ください。

一方、予定価格を事後公表することで、事業者から入札案件に関し、不当な働きかけ等（公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為など）が町職員に対して行われることが懸念されます。

町職員に対する不当な働きかけ等は、「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止を行うこととなります。

●不当な働きかけ等の例

- ・ 予定価格や最低制限価格等を教示するよう要求する行為
- ・ 入札参加者を教示するよう要求する行為
- ・ 総合評価における加算点や評価値を教示するよう要求する行為
- ・ 特定の事業者が受注できるよう、設計内容等に便宜を図るよう要求する行為

●不当な働きかけと思われる行為があった場合、町職員はその記録を取り契約監理課へ報告します。

郵便入札制度の改正について

予定価格を事後公表することに伴い、郵便入札制度を改正します。

主な改正点は下記のとおりですが、別紙「郵便入札フロー図」と併せてご覧ください。

ご不明な点がございましたら、契約監理課（74-1009）へお問い合わせください。

記

（再度の入札）

- ・郵便入札（1回目の入札）の開札の結果、落札者又は低入札価格調査対象者とすべき者がいない場合は、再度の入札（2回目の入札）を実施します。また、2回目の入札でもなお、落札者等がいない場合は、直ちに3回目の入札を実施します。
- ・再度の入札（2回目以降の入札）は、郵便入札ではなく**再度入札参加者全員が入札会場に参集し実施**します。
- ・再度の入札を実施する場合、郵便入札（1回目の入札）において有効入札をした入札参加者に、再度入札の通知（FAX送信）をします。
無効入札となった入札参加者には連絡いたしません。

（入札の辞退）

- ・再度の入札を辞退する場合は、開札までに契約監理課へ辞退届をお持ちください。
- ・辞退により入札参加者が1人となった場合は、入札を取りやめます。

（無効入札）

- ・予定価格を事後公表するため、予定価格を上回る入札は無効となりません。また、落札者等がいない場合、再度入札の参加資格者となります。

※ 郵便入札（1回目の入札）の方法は従来どおりです。

郵便入札フロー図

